

徳島大学における入学者選抜の内部質保証に関する自己点検・評価要項

平成31年4月17日制定

令和元年12月18日改正

入学試験委員会

1. 目的

この要項は、徳島大学における内部質保証に関する方針（以下「方針」という。）に基づき、本学が実施する入学者選抜を、入学者受入方針に即した適切な状態に保つため、入学者選抜全般の状況の点検・評価及び改善に関する事項を定めることを目的とする。

2. 自己点検・評価の実施

入学試験委員会は、方針の3.(2)に基づき、高等教育研究センター（以下「センター」という。）と協働し、入学者選抜全般の状況に関する自己点検・評価を実施する。

3. 自己点検・評価の項目

前項の自己点検・評価の項目は、次のとおりとする。

- 1) 入学者受入方針の認知状況
- 2) 入学者選抜の実施状況
- 3) 志願者の状況
- 4) 実入学者の状況
- 5) 上記のほか、必要と認められる事項

4. 自己点検・評価の実施時期

毎年度

5. 他の評価結果等の活用

- (1) 自己点検・評価にあたっては、組織評価等の学内の他の評価や機関別認証評価、分野別認証評価等の第三者評価の結果を活用する。
- (2) 毎年度、関係者（学生、卒業生（修了生）等）からの意見聴取を実施し、自己点検・評価に活用する。

6. 改善計画の策定及び実施、報告

- (1) 自己点検・評価の結果、改善が必要と認められた場合には、その措置についてセンターと協働して検討を行い、改善計画を策定し、推進責任者に報告する。
- (2) 前号の改善計画については、必要により、役員会等の議を経て、関係部局に改善を指示し、進捗状況を推進責任者に報告する。